

# 企業経営 DX 化推進補助金公募要領

初 版：令和 8 年 4 月 1 日

## 1. 事業の目的・概要

志摩市小規模企業・中小企業振興基本条例に基づき、志摩市内の小規模企業・中小企業の皆様が、デジタル技術（DX）を活用して業務効率化や生産性向上を図る取り組みを支援します。

## 2. 補助対象者の要件

以下の要件をすべて満たす必要があります

- 市内に主たる事業所がある小規模企業・中小企業であること
- 市税を滞納していないこと

## 3. 補助対象事業の要件

本補助金を受けるには、以下の計画認定が必須です。

- 三重県版経営向上計画（ステップ 2 以上）の認定を受けていること。
- 上記計画に基づき、年度内に実施・完了する事業であること。

「志摩市三重県版経営向上計画実施支援補助金」を同一計画で受けている場合は対象外です。また、同一の事業内容で市から他の助成を受けている場合は、対象となりません。

## 4. 補助率・補助上限額

- 補 助 率：補助対象経費の 3 分の 2 以内
- 補助上限：上限 50 万円

※算出した金額に 1,000 円未満の端数があるときは切り捨てます。

※同一年度内の交付は、1 事業者につき 1 回限りとします。

※同一の三重県版経営向上計画について申請は 1 回限りとします。

## 5. 補助対象経費

以下の「経費区分」に該当し、かつ「3つの条件」をすべて満たすものが対象です。

経費区分 専門家活用費（コンサルティング、顧問契約等）、ソフトウェア購入費、クラウドサービス利用料、システム構築・導入関連費、機器・設備導入費、セキュリティ対策費、人材育成・研修費
---

### 【対象となる 3 条件】

1. 使用目的が本事業に必要不可欠と明確に特定できること。
2. 交付決定日以降に発生し、事業期間中に支払いが完了したこと。
3. 証憑資料（領収書等）で金額が確認できること。

## 6. 補助事業の流れ

ステップ	内容	備考
(1) 計画策定・認定	三重県版経営向上計画（ステップ2以上）の認定を受ける。	申請から認定まで1ヶ月程度かかります。
(2) 交付申請	市へ申請書類一式を提出。	事業着手前に申請が必要です。
(3) 審査・決定	市から「交付決定通知書」を送付。	決定通知後に事業を開始できます。
(4) 事業実施	物品購入、システム構築、支払い等の完了。	令和9年3月26日までに全て完了させること。
(5) 実績報告	事業完了後30日以内または令和9年3月26日までに報告。	領収書等の支払い証明書類を添付。
(6) 補助金受領	額の確定後、指定口座へ振り込み。	

## 7. 申請書類とダウンロード方法

交付申請には、以下の書類が必要です。

1. 交付申請書（様式第1号）
2. 経営向上計画認定書の写し
3. 経営向上計画の内容が分かる書類の写し
4. 経費内訳書（様式第2号）
5. 見積書等の写し
6. 前各号に掲げるものほか、市長が必要と認める書類

**【申請書類の入手方法】** 志摩市公式ホームページから各様式をダウンロードいただけます。

URL：

<https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/sangyoshinkobu/shoko/chushokigyoshien/8884.html>

（「企業経営DX化推進補助金」で検索してください）

## 8. 提出先・お問い合わせ先

- 補助金全般および申請書類の提出先  
志摩市 観光経済部 経済課
  - 住所：〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098-22 / メール：keizai@city.shima.lg.jp
  - 提出方法：郵送または電子メール
- 経営向上計画の作成支援（志摩市商工会員向け）  
志摩市商工会
  - 住所：〒517-0501 志摩市阿児町鵜方 5012 / 電話：0599-44-0700
- 経営向上計画の認定・申請窓口  
公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課
  - 住所：〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5F

- 電話：059-253-4355

## **9. 重要な注意事項**

- 消費税の扱い：申請にあたっては、以下に従って補助対象経費を算出してください。
  - 課税事業者（原則課税）：消費税相当額を減額して申請してください。
  - 免税事業者：消費税相当額を含めて申請いただけます。
  - 簡易課税事業者：消費税相当額を含めて申請いただけます。  
※申請時に税額が確定していない場合は、確定後に報告・返還が必要となる場合があります
- 書類の保管：事業に関わる関係書類は、事業完了日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければなりません。

## 【別紙】補助対象経費に関する詳細ガイド

補助対象となる経費は、三重県版経営向上計画（ステップ2以上）に基づき、DX化のために直接必要と認められるものに限られます。

### 1. 経費区分ごとの具体例

補助対象経費は以下の区分に限定されます。

区分	補助対象となる経費の例	補助対象外となる例
専門家活用費	DX導入に向けたコンサルティング費用、顧問契約料。	補助金申請代行のみの費用、一般的な経営・税務相談。
ソフトウェア購入費・クラウドサービス利用料	会計・受発注・在庫管理システム、CRM（顧客管理システム）、SaaS導入費。	汎用的OS、事務用ソフト（Word/Excel等）、DXに関係のないサブスクリプション。
システム構築・導入関連費	既存システムと新ソフトの連携改修、データ移行、初期設定費用。	通常の保守メンテナンス費用、ハードウェアの修理費。
機器・設備導入費	DX化に必要な専用サーバー、現場入力用タブレット、IoTセンサー端末。	事務用PC、プリンター、テレビ、家具、その他日常生活でも使用可能な家電製品。
セキュリティ対策費	セキュリティソフトの導入、VPN構築、不正アクセス防止対策。	機器購入時に標準付帯している基本機能の更新料のみ。
人材育成・研修費	導入システムの操作研修、従業員向けデジタル活用セミナー受講料。	一般的なマナー研修、DXと直接関係のない公的資格の取得費用。

### 2. 補助対象外となる主なケース

以下の経費は、上記の区分に該当する場合であっても補助対象外となります。

- 他補助金との重複：「志摩市三重県版経営向上計画実施支援補助金」を受けている計画と同一の計画による事業。
- 汎用性が高いもの：PCやスマートフォンなど、本事業以外（私用や日常業務）でも容易に使用できるもの。

### 3. DX化の活用イメージ

- 生産性向上の例：IoTセンサーを工場に設置し、稼働状況をデジタル管理することでロスを削減する。
- 業務効率化の例：手書きの予約台帳をクラウド予約システムに移行し、スタッフ間の情報共有をリアルタイム化する。

#### ご相談窓口

申請予定の経費が対象になるか判断が難しい場合は、事前に志摩市 観光経済部 経済課（0599-44-0010）までご相談ください。